

コンタクトレンズ診療費に関するお知らせ

1 初診料及び再診料

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院にはじめて受診した方は初診料291点を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は再診料76点を算定いたします。

2 コンタクトレンズ検査料1

コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、200点を算定いたします。

※ 厚生労働省が定める疾病の治療によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。

※ 上記につきご不明な点はお相談ください。

コンタクトレンズ診療を行う医師の氏名： 原田 学(経験年数27年)

眼科診療経験： 厚生労働省の施設基準に定める経験を有しています。

令和8年6月 坂下厚生総合病院

当院は、「コンタクトレンズ検査料1」の
施設基準に適合している旨、
東北厚生局に届出を行っています。

※ コンタクトレンズ診療に係る点数は下記のとおりです。過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、再診料が算定されます。

初 診 料	291点
再 診 料	76点
コンタクトレンズ検査料1	200点

診療医師名 ： 原田 学(経験年数27年)

眼科診療経験 ： 厚生労働省の施設基準に定める経験を有しています。

※ 上記についてご不明な点はお相談ください。

令和8年6月 坂下厚生総合病院